

りすす倶楽部

2022年
4月
第300号



北國街道

雪に拗ねたわけではないが、冬に背を向け待ちわびた春。北國街道に遅咲きの桜が微笑む。咲けば咲いたで、散るを惜しんで心が乱れる。年を重ねても、際限のない欲得を断ち切れない自分に、つくづく、あいそが尽きる。

弁護士 福井大海

第300号の刊行に寄せて

NPOりすシステム監事（弁護士）

清水勇男

「りす倶楽部」は今月号で目出度く第300号を迎えた。

101号、201号と節目ごとに巻頭の辞を書かせて頂いた私にとっても誠に感慨深いものがある。

りすシステムの30年余に及ぶ歴史を振り返ると、国内では阪神淡路大震災、東日本大震災、未だに終息の心配がない新型コロナウイルスによる感染症の蔓延拡大など国難ともいふべき惨禍に見舞われ、国外ではロシアのウクライナ侵略による残虐非道な地獄絵図が毎日のように繰り返り広げられており、この世には神も仏もないものかと慨嘆せざるを得ない。

このような内外の悲惨な状況の中にあっても、りすシステムによる生前契約とその関連業務は健全かつ安定的に存続・発展している。これは創業者松島如戒氏による確かな制度設計とそれを頑固に実践している理

事長杉山歩はじめ優秀なスタッフの絶えざる努力によるものである。

松島氏の「遺体は独りでは歩けない」「今や血縁家族から契約家族への時代だ」の名言と着想から、死後事務や生前事務の契約、総称して生前契約が生まれ、関連して入院や施設等への身元保証制度が生まれた。そして契約実施機関であるりすシステムに対し、その実施状況を監視して不完全であれば補正させ、完全と査定しない限り利用者から預託された契約代金を支払わないとする監視・決済機関としてNPO日本生前契約等決済機構が創設されている。契約者からの預託金はこの決済機構あてに払い込まれ、決済機構はその預託金の7割強を国債に替えて野村證券に保管委託し、役員会の決議がなければ解約できないとするなど、二重三重に契約者保護を徹底させている。

人は、この世に生を受けた以上、

平和な世界で、最低生活を営む権利を保障され、多くの人々との親しいふれあいの中で、その与えられた天寿を全うできなければならぬ。その実現こそが国家社会の責務であり、りすシステムはその中で主に老後の平安の部分を担当する。

平和な世界、戦争のない世界の実現こそは正しく国の責務である。何としても守らなければならぬ。

松島氏は、りす倶楽部の中でしばしば憲法9条等改正反対の立場から、時の内閣に対し激しい論陣を張っていて、知人から「りすシステムは政治団体か」と問われたことがある。松島氏にそのことを伝えると、「生前契約は世の中が平和であってこそその制度であって、戦争になったらどこかへ消し飛んでしまふ、私は生前契約をこの世に生み出した者だからこそ、生前契約が永遠に存続し機能するような平和な社会の維持のために声を大にして叫んでいるのだ」とのことであった。ロシア軍に蹂躪され瓦礫の山と化したウクライナの痛々しい現実を前にするとき、そのような社会状況の中で生前契約のような制度が存続し機能する余地があるかと考えると、松島氏の言葉の真実がよくわかる。

松島氏と私は、共に戦前に生まれ、厳しい戦中戦後の混乱を生き抜き、加えて松島氏は

朝鮮半島からの引揚げの苦難を経験しており、平和の大切さを身に染みて感じ取っている者同志である。共に一匹狼であつて、一党一派に属さない純粋な無党派層であることも同一である。だからこそ歯に衣を着せないで言うべきことを言っているにすぎない。りすシステムは断じて政治団体ではない。

時代の変遷や人々の意識の変化によって、りすシステムのような弱小な団体にもさまざま

生前契約29年の歴史と りす倶楽部300号を迎えて

NPOりすシステム

相談役 松島如戒

表紙画の由来 清水先生と福井先生に感謝

りす倶楽部が2022年4月で300号となります。300号記念にあたり、清水勇男先生から、玉稿を賜りましたこと心よりお礼申し上げます。

先生の文中にもありますように、101号、201号にも玉稿を頂戴しました。特に101号に際しては、100号まで少々殺風景だった表紙に福井大海先生の水彩画を毎号ご寄稿いただけるようご配慮下さったのは、清水先生でした。両先生は検事時代の同僚だそうで、検事退官後、両先生は、公証人の道を選ばれ

まな試練が襲いかかる。それがどういう試練なのか、りすシステムはそれをどう乗り越え、また乗り越えようとしているのか、そういうことも紙上で率直に説明し、ほかに何かよい解決策はないものかとみんなで考えながら、りす倶楽部は第400号へ向けて航海を続けていくことになる。

りす倶楽部の航路の平穏と安全を心から切に祈っている。

ておられました。生前契約を全国に広める決断をするにつき、主要都市の公証役場を清水勇男先生、荒木紀男先生（法律相談でお馴染みの長谷川範子弁護士のお父上）に全国各地の公証人をご紹介いただきました際、福井先生は清水先生と官舎が一緒だったことなど、親しくしておられたとかで、ご紹介いただいたと記憶しています。

100号までは私（松島）が、巻頭のことばを書かせていただいていたのですが、101号を迎えるにあたって、りすシステムとご縁の深い関係の方々に巻頭言をお願いすると同

時にカラー刷にし、福井先生の絵で表紙を飾ったらどうかのご助言を頂き、現在の体裁となった次第です。

2000年2月「決済機構」のNPO認証の思い出

通称「決済機構」は、NPO日本生前契約等決済機構の略称です。よく聞かれるのが、生前契約「等」の等は何故？と。これは「生前契約」は固有名詞なので、将来この契約と類似の仕組みが出てきた場合の、決済システムにも、この名称が利用できるようにとの私の思い入れの「等」なのです。

株式会社すかも平和霊苑が皆さんからの生前契約受託を開始したのは、1993年10月でした。

利益の追及を目的としない生前契約の受託母体は、財団法人がベストと考えましたが、財団法人の設立は困難ということが分かったので、功德院（すかも平和霊苑を運営）は宗教学法人で非営利性、公益性も担保されているので、宗教学法人を受託母体したいと文化庁（宗務課）と協議したのですが、よく分からない理由で認められないという結論になりました。

協議の相手方であった、課長補佐に「あなたもこのような仕組みが必要であること

は理解してくださったではないか。宗教法人がダメというならどうすれば良いのか」と詰め寄りました。すると「どうしても法人でなければならぬのなら、株式会社や有限会社を設立するしかないだろう」との答えにより、寺が資本金を準備し、私が社長となり株式会社すかも平和霊苑という会社を設立し、1993年10月より、その会社で我が国最初の「生前契約」という契約を受託することができたのです。

決済機構は「サービス適正化委員会」をNPO法人化した組織

1993年に生前契約という社会的仕組みを世に問うに際し、「死人に口なしは許さない」を肝に銘じ、スローガンとして掲げました。

その裏付けとなる取り組みとして「サービス適正化委員会」を弁護士、大学教授、消費者団体事務局長、葬儀専門雑誌の編集長の4名を委員に委嘱して立ち上げました。5名を目標したのですが、社会的な信用がある人で、無報酬で責任は重い、そんな役目を引き受けて下さる方は、私の交際の範囲で、結局4名しか見つからなかったのです。

当時は、死後事務だけだったので、死後事務完了後、すべての資料の原本をテーブルの上に並べ、委員の皆さんに検討していただく

という方法でチェックを受けました。少々水くさいようですが、個人情報保護を重視したため、コピーを取ることを禁じました。

「NPO決済機構」発足の記者発表のプレゼンターを清水勇男先生に

理事・事務局長でこの法人設立の経緯を熟知している私がプレゼンターをつとめることが妥当でしょうが、この機構を威厳づけるにはと思索した結果、当時、日本公証人連合会の広報委員長をおつとめで「決済機構」の理事をお願いしていた清水勇男公証人をお願いすることにしました。

この人選が大成功で、「決済機構」は順調に船出し、その日（2000年2月25日）は、私の生涯にとって忘れることの出来ない日となっています。これも、清水先生には随分ご苦勞をおかけしたおかげと感謝しています。

弁護士会館で、10時にスタートしたのですが、記者からの質問が続いている最中、お昼のNHKニュースで全国にテレビ放映されました。その結果、文字通り全国津々浦々から問い合わせがあり、その多くは九州の〇〇市とか北海道札幌に住んでいるが、「生前契約は利用できるか？」というものでした。当時は、東京を中心とした首都圏限定で生前契約をお引き受けしていたのですが、この日を境に私

は、「日本国の法律が適用される地域のすべてで、契約をお受けします」と、大見得を切りました。あの日から20余年後の今日では、47都道府県中、契約者なしの県は、数県しかないところまでに広がりました。

りす倶楽部300号までのあゆみ

創刊号の発行は外注しました。大変立派なタブロイド判の新聞形式のものでしたが、何しろ多額の予算に対応できず、2号から自前で、東芝製ワープロRUFPOを駆使して、スーパーバイザーの森妙子さんが製作してくださって、版下をコピー機で印刷して発行を続けました。

2年ほど経った頃、森さんから「歩ちゃん（現・杉山歩代表）に、りす倶楽部手伝つてもらいましょうよ。広報誌を作成していたら、りすの活動状況が分かるし、将来の後継者育成として大事なことから」との提案がありました。早速実行に移し、杉山は、森妙子さんから手取り足取り教えていただきながら、りす倶楽部の製作ができるようになりました。りす倶楽部が101号を迎えるに際し、先にお話ししたように、福井大海先生の水彩画を表紙画に使わせていただき、オールカラー刷りとなりました。

ご利用者も増え、印刷部数も多くなり、自

家製ではコピー機が熱をもち自動停止。その間、杉山は仮眠を取り、印刷を再スタートする。といった具合で、りす倶楽部の発行を続けました。この頃からご利用者もますます多くなりましたので、版下製作・印刷は外注するようになったのでした。

それから200号まで、あつという間でした。版下づくりまでを自前で……と考え、業務用の編集ソフト（インデザイン）を導入しました。インデザインを使いこなすには苦勞もありましたが、現在では版下まで自前で作成し、印刷のみを外注しています。

昨年末の組織改革で雇用職員がいなくなった現在は、長野県安曇野市のりんご園の東本優子さんと芳賀麻央さんが力をあわせて取材、原稿作り、編集、版下づくりまでを担当しています。

東本優子さんの夫、東本博之さんには、大分での地球に恩返しに森薬用樹木園の園長をお願いし、前号のりす倶楽部巻頭で、今後の森づくりの基本計画について執筆していただいています。

大分での森づくりは、りすシステムの母体でもある功德院の裏山の数次にわたる崩落事故などもあり、数年来停滞していましたが、りすシステム創立30周年に向けて、装い新たに東本博之さんのリーダーシップにより推進

していく所存です。

りす倶楽部の今後について

昨年の後半以来、少しずつ誌面も刷新しています。今後、全国に多くの新しいパートナーが誕生していくことに対応し、さらに誌面構成にも工夫と刷新が必要だと考えています。

本号の清水先生の玉稿でもお書きくださっています。りすシステムは利益を追求する事業体ではなく運動体であり、利用者の皆さんとの運命共同体と言っても良いと思います。と申しますのは、皆様が決済機構に預託してくださっている預託金の大半は、日本国の国債で保全しています。この国債に万一のことがあれば、りすシステムは皆さん方の死後事務の履行が不可能になります。

したがって、国の経営、特に経済運営に対しては、常に目を光らせていなければなりません。インフレは最大の敵です。さらに、現在ロシアがウクライナに侵略し、むごたらしい人殺しが日々行われています。生前契約の完全履行は世の中が平和であることが最低条件です。それには、戦争などの紛争に巻き込まれない政治や、経済の運営がされなければなりません。りす倶楽部では、拙いながら常に問題提起をさせていただいています。これからも命の続く限り続けたいと思っています。

りすシステム

運営体制改革のその後

NPOりすシステム

相談役 松島如戒

花のいのちの儚さを、今年も実感しました。皆様からの浄財により取り組んでおります。大分・由布市に建設中の地球に恩返し森の森も植樹から10年経ち、見事な花を咲かせましたが、あつという間に葉桜となりました。

りすシステムの運営の在り方に対する改革を進めておりますが、3年目に入るコロナ禍の影響で思うように進んでおりませんことをお詫び申し上げます。しかしながら、利用者の皆様方への日常サービスにつきましては、滞りなく対応させていただいておりますので、ご安心頂きたく存じます。

最も心苦しいのは、お花見会、なんでも談話室、大分への植樹旅行会、忘年会など、利用者の皆様方同士の懇親の集いなどが、まったくストップ状態であることです。

不要不急の旅行、人々が集まることへの自粛が求められています。自粛解除の期間もありましたが、企画した日の様子が読めません。申し訳ありませんが、新型コロナ感染症の流行終息までは、ご辛抱頂きたく存じます。

生活様式も、外出できない状態が続く、人と人とのふれあい、会話の機会が少ないので、失語症までではありませんが、それに似た症

状で悩んでおられる方、「うつ症状」の方、さらには自ら命を絶つ方も例年に比べ増えており、悩ましい日が続いております。

改革の目玉、「パートナー」事業所の配置は、生前契約コーディネーター養成講座が昨年12月を最後にお休みせざるを得なく、歯がゆい思いを募らせております。

そのような状況下、講座を終了し、生前契約コーディネーター資格認定をされた方が54名。パートナー登録完了者18名。講座受講希望者も50名を超え、4月16・17日に次いで、5月・6月の講座日程も決め、歩みは遅いけれど、着々とすすめております。

特筆すべきは、皆様方からご紹介、ご推薦くださった方々や、契約者ご自身が講座を受けてくださった方が10数名おられ、いずれも優秀な方なので、今後の運営に大きく貢献してくださるものと期待し、感謝申し上げます。

りすシステムの今後

りすシステムが30年近く運営し、今日を迎えられた最大の理由は「大きなインフレ」がなかったからです。しかし、安倍政権以来、

いくつかのタブーを破り日銀黒田総裁とタッグを組んで、インフレ誘導政策を強力に進めた結果、ウクライナの戦争が追い風となり、大幅な物価上昇、いわゆるインフレが急激に進む社会経済状況に対し、私は強い懸念を持っています。

りすシステムは、運営の合理化、サービス体制の改革（パートナー制度による地域密着型のサービス体制づくり）等、鋭意取り組んでいますが、いずれ、サービス価格の改定などにも踏み込まざるを得ないと思っております。

年金生活者の私たちにあってインフレは、最大の敵です。因みに、給料は上がらないと言われつつも、りすシステムスタート時の最低賃金は全国平均で583円、2021年は930円で1・6倍になってます。

最低賃金の地域間格差は、東京1041円に対し、高知は820円で1・27倍。

さらに東京都内は特殊な事情がありますが、1993年当時の火葬料が3万8000円、現在7万5000円で約2倍です。

人件費も火葬料金も地域によって格差があります。地域間格差の是正も課題です。消費税も3%から10%へと、3倍になっています。

このような経済状況の変化に対応するため、死後事務終了後の精算方式を導入することなどの工夫が求められるところです。

あらゆる工夫と努力を重ね、皆様からお引き受けしている契約内容の完全履行に向け、役職員一丸となって頑張ってまいります。

今月のお題

繰下げ受給は

お得でしょうか？

株式会社ジェイ・サポート 代表取締役
 社会保険労務士原令子事務所 所長

原 令子

こんにちは、社会保険労務士の原令子です。

4月は新年度のスタートに合わせて、年金に關してもいろいろな改正が行われる時期です。特に年金受給者の皆さまは、「年金額はどのようになるだろう？」と気になりますね。実は、令和4年度の年金額は、国民年金も厚生年金も「昨年度の年金額×0.996」、つまり0.4%の減額となりました。物価が上昇する状況の中で、年金の減額は日常生活にも大きく影響してきますね。

また、今までは70歳までであった繰下げ受給の上限年齢が、75歳に引き上げられたのも注目点です。年金相談会でも「年金の繰下げ受給」に興味を持たれる方が多く、「何歳から受け取るのがよいのでしょうか？」との質問が増えました。そこで今回は、延長された繰下げ受給についてご紹介いたします。

1. 繰下げ受給とは

年金の受給開始時期は、原則65歳ですが、60歳まで繰り上げて受給することも、75歳まで繰り下げて受給することもできます。繰下げ受給は、従前は70歳までとなっていました。令和4年4月1日からの改正で、昭和27年4月2日以後に生まれた人は、75歳まで繰り下げることができるようになりました。

表1 主な年齢の繰下げ受給率

請求時の年齢	支給率 (%)
65歳	100.0
66歳	108.4
67歳	116.8
68歳	125.2
69歳	133.6
70歳	142.0
71歳	150.4
72歳	158.8
73歳	167.2
74歳	175.6
75歳	184.0

65歳時点の年金額を100%とすると、増額率は1か月繰り下げることにより+0.7%で、繰下げ上限年齢の75歳時点では65歳時点の184%になります。(表1、参照)

2. 繰下げ受給は、お得でしょうか？

75歳までの繰下げが可能になったことで、多くの人が「184%に年金が増額するならば、75歳から受給しよう！」と思われるかもしれませんが、しかし、75歳で受給するのが、最も有利な受け取り方かというと、実はそうとは言いえないのです。次に掲げるようことを確認しておかなければなりません。

- ① 年金収入がない75歳までの間の生活費を賄うだけの資金があるか？
- ② 年金額の増額に合わせて税金や社会保険料等の負担額も増額する
- ③ 介護保険や後期高齢者医療保険、国民健康保険については、収入が一定額を超えると自己負担割合が増える
- ④ 長生きをしなければ、結果的には損をすることになることもある



3. 「繰下げ受給の分岐点」は何歳でしょうか？

「繰下げ受給の分岐点」とは、繰り下げて受給した年金総額と65歳から受給した年金総額が同じ程度の額、つまりトントンになる時点のことです。分岐点より長生きをすれば、繰下げ受給の年金総額の方が、65歳から受給した年金総額より多くなり「繰り下げてよかった！」ということになります。一方、その時点までに亡くなった場合は、「繰下げなどしなければよかった」となります。

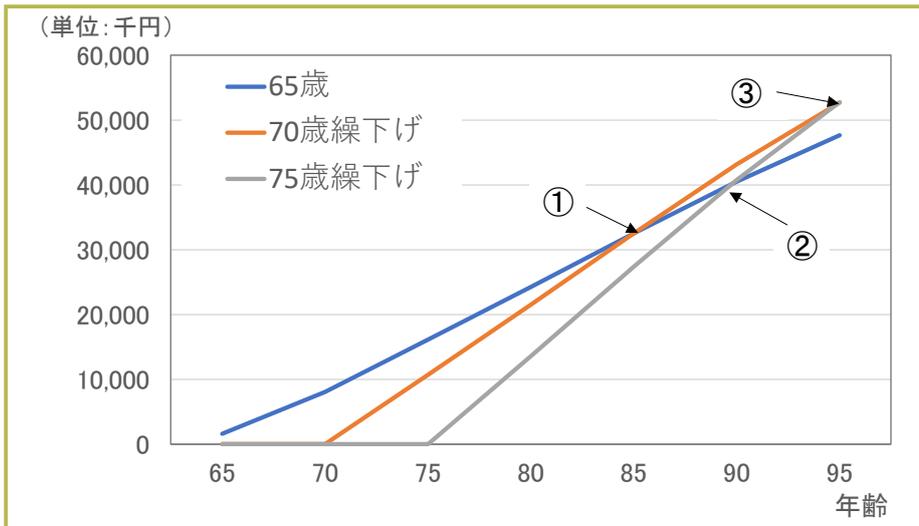
繰下げ受給の分岐点は、65歳から受給する場合と繰り下げて受給する場合の比較をすると何歳から繰り下げても繰下げ受給開始から11年11か月後とされています。しかしこれは、税・社会保険料を支払う前の年金額での試算で、手取り年金額（税・社会保険料を控除した後の実際に受け取る年金額）を用いて計算した分岐点は、11年11か月後にはなりません。では、実際には、何歳時点が分岐点になるのでしょうか？

表2をご覧ください。65歳、70歳繰下げ、75歳繰下げと3パターンの受給スタイルの年齢別累計額をグラフにしました。

表中の①②③は、下記の内容を示しています。なお《》内は、税・社会保険料の負担

表2

税・社会保険料を控除した受給率の年齢ごとの累計分岐点



を考慮しない場合の分岐点です。

① 65歳受給と70歳繰下げの比較

分岐点は85歳1か月《81歳11か月》

② 65歳受給と75歳繰下げの比較

分岐点は89歳10か月《86歳11か月》

③ 70歳繰下げと75歳繰下げの比較

分岐点は94歳4か月《91歳11か月》

これを見ると、税・社会保険料の負担を考

慮しない年金額での分岐点と、負担を考慮した手取り年金額での分岐点に大きな違いがあることがわかります。税・社会保険料の負担を考慮しない場合の年金額で試算すると、65歳との比較では、何歳から繰り下げても、繰下げ請求時から11年11か月後に分岐を迎えます。しかし、税・社会保険料の負担を考慮すると、分岐点は後ろに伸びることになります。

また、何歳から受給したらお得になるのかは、寿命を想定すれば表2を使って、見通すことはできません。例えば、「うちの家系は、長寿なので90歳までは年金が受給できるかな」と考えた場合、表2の90のところから上に線を引いて、一番上で交わった線を確認してください。90歳ならオレンジの線、つまり70歳繰下げが最も累計額が多いことがわかりますね。このように、寿命を想定すれば、何歳から受け取るのが最も有利が簡単にわかります。

繰下げ受給のメリットは、繰り下げて増額した年金を終身受け取ることができるという安心感にあります。人生100年時代といわれるようになり、思わぬ長生きをする可能性を考えると、繰下げ受給も老後資金の獲得方法として、選択肢の一つになるのかなと思います。

新連載！ 「お金がない！困ったときに受けられる支援」

第一回 生活保護制度について①

社会福祉士・精神保健福祉士 曾波 暁美

I はじめに

はじめまして。私は主に生活保護・生活困窮救済対応の現場で働いてきた相談員です。多いときには年間3000件近い相談を電話、面談、訪問、メール等で受けてきました。

「私はお金に困ったことがないし、今後も困ることはないので大丈夫」、そういった方が多いと思いますし、そう願っています。しかし人間何時、どんな災難や病に遭遇するかかわらないもの。もしもの時の備えと思って読んでくだされば幸いです。

II 生活保護への誤解

2021年12月、大阪北新地のビル放火事件は皆さんも記憶に新しいと思います。容疑者が生活に困りはてていたことが事件の背景にあります。生活保護を2度申請したにもかかわらず、結果として生活保護を受給す

ることが出来ませんでした。大阪市側の説明

は、2017年の最初の申請は、「土地と建物を所有しており、家賃収入があるため」生活保護の対象にならない。家賃収入が途絶えた

2021年の2度目の申請時は「本人自ら取り下げた」と伝えられています。一方的な情報しかないため、この件に関してはここでは詳しく言及しません。

しかしこの事件により多くの方々に「あれだけお金がなくて具合が悪かったのに生活保護は受けられないのか」と受け止め捉えられてしまったのは残念な事実です。

生活保護は「最後のセーフティネット」といわれる制度です。ところが相談の現場では、「働いていると生活保護は受けられない」「医療費の負担が苦しいのだが、年金があると生活保護は無理と聞いた」「家を所有していると生活保護は受けられない」「生活保護を受ける

ともう一生就職できない」「どうせ相談に行っても水際作戦で何を言っても追い返される」「生活保護を申請すると親戚宅に市の職員が調査に行くから村中になれてしまう」という声を何度聞いたことでしょうか。

実は、生活保護制度は1946年に制定された「生活保護法」の他、法を活かすための「運用事例集」や「厚生労働省通知」により解釈に幅を持たせてあります。そのため「○○だと受けられるが△△だと受けられない」という細かい条件がたくさんあります。

そのため福祉事務所に生活保護の相談に行くと、最初に「面接相談員」が個々の事情を聴きとった上で生活保護に該当するか、難しい場合はどのような制度を使えば解決に向かうのか、情報提供をしてくれます。ただ内容自体がとても複雑で難しいので、あきらめて「何もしてもらえなかった」と、がっかりして相談窓口に戻って来る方が多いのです。

私自身、相談の仕事に携わり多くの方々の相談を受けてきて、生活保護を「暮らしの知恵」として、この制度について少しでも多くの方々に知って頂きたいとの思いで、このコーナーで分かりやすく説明したいと思います。

III 生活保護制度とは

1. 理念

生活保護制度は「生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長すること（生活保護法第一条）」が目的です。ここでいう「自立」とは仕事をみつけて働き、保護の世話にならないようにするという意味ではありません。高齢者や障害者の方などは、体調を整えて介護や医療に極力頼ることが少なくして済む生活を送る、これも立派な自立です。「最低限度の生活ができるように国は足りない部分を補うから、あなたも自分でできるところは頑張ってください」という意味です。

2. 生活保護の可否基準

生活保護では「他法他施策（もしくは他法優先）」という考え方があります。まず、生活保護制度以外の制度（年金、児童手当、失業手当、傷病手当等）による給付を受け、それでも最低限度の生活が出来ない場合は、生活保護で救済する、という原則があります。

生活保護法の単位は「世帯」ですが、その世帯員全員が利用できる資産（預貯金、不動産等）、能力、その他、あらゆるものを活用し

ます。扶養義務のある親族からの支援、援助もその一つですが、「強制義務」ではありません。その上で「世帯の収入が最低生活費に足りない場合」、生活保護適用となります。つまりやること全部やった、手は尽くした、でもやはり足りない、という状態で最低生活費と比較します。

「最低生活費」は各市区町村により異なり、お住いの市区町村役場の生活支援課、社会福祉課といった名前のついている窓口で聞くのが早いですが、だいたい「最低生活費＝生活扶助＋住宅扶助」と思ってください。月々入ってくるお金が、世帯全体で最低生活費を下回っていけば生活保護適用となり、受給決定されます。

この「扶助」ですが生活保護制度では8つの扶助（表1）が必要に応じて支給されます。

現物給付とは、他の扶助が現金支給されるのに対し、市などが、医療・介護保険料・医療費・介護サービスの本人負担分を肩代わりする制度です。扶助金額は全国の市区町村を6区分（1級地1から3級地2まで）に分け、それぞれに設定されています。世帯構成員の人数によって金額も変わります。

次回は年金のみで生活している世帯を例に説明していきます。

表1 生活保護制度の8つの扶助

扶助の種類	生活を営む上で生じる費用	備考
生活扶助	衣食、日用品費、水光熱費	
住宅扶助	家賃、地代、住宅の修理	
教育扶助	学用品、給食費等	
医療扶助	診察代、薬代等	現物給付（費用負担0）
介護扶助	介護サービス費用	現物給付（費用負担0）
出産扶助	出産にかかる費用	
生業扶助	就職支援費、技能習得費	
葬祭扶助	受給者が喪主となる場合の葬儀代（最低限）	





ヴァファダリ カゼム
 VAFADARI M. Kazem
 立命館アジア太平洋大学
 アジア太平洋学部観光学教授



地球に恩返し森づくり事業部では、2009年より大分県由布市庄内町・地球に恩返し森づくりを通して、環境活動や里山保全活動を続けています。
 今月はひきつづき、共同事業のパートナーである立命館アジア太平洋大学観光学カゼム教授にインタビューいたしました。

Q NPOりすシステムが現在行っている森づくりとの関りは、いつ頃からでしょうか？

約8年前の松島相談役との出会いをきっかけに、共同活動を行っております。

Q 恩返しの森づくりについてのご意見やご感想をお聞かせください。

高校や大学において様々な机上の学習が進められていますが、学生が実践の場で体験することも必要不可欠だと考えます。地球に恩返しの森では水田などの里山景観や伝統的な灌漑システムを視察することができ、また宗教や文化、そして薬草などにも触れることができます。

ここを訪れることで学生達は、実際に自然の中で様々なことを体験することができます。また、学生とともにフィールド・ワークやアクティビティ・デザインを通して

て自然と向き合いながら、より自然について知識を深めることができます。

Q 先生の研究テーマに森づくりはどのように活かされると思われませんか？

私は環境経済学と伝統的な農業景観について研究を進める中で、伝統農業システムや農村においての農業社会をどのように活性化するかについて調査しています。

伝統農業だけでは、日本の里山で生計を立てるのが困難なため、エコツーリズムやその他ツーリズムを通して雇用を創出することによって、人々の収入が増えるのと同時に、高校や大学を卒業した若い世代にも里山での生活が魅力的に感じてもらえるのではないかと考えています。

地球に恩返しの森は、学生にとって里山での暮らしを体験することのできるプラットフォームです。ここで学生が互いに地域活

性化に関する気づきや学びを共有しながら学習することができます。

学生が地球に恩返しの森で吸収したことを、今度は日本や世界各地の地域で役立ててくれるのを願っています。このような私の研究活動は、里山の活性化に貢献していると強く感じてます。

Q その他、何かご意見がございましたらお聞かせください。

学生が今後も地球に恩返しの森で自然に触れ合い、そして地域コミュニティとの交流を図るために、この度研究センターを設立する運びとなりました。また、学生が卒業論文に取り組む上で研究センター員によって現地調査やアカデミックライティングに関するアドバイスの提供を行います。

次号では研究センターについて紹介する予定ですので、続けてご覧いただけたら幸いです。

(編集・翻訳：桜比良)



恩返し

森の生きもの

レンギョウ
連翹

(薬効：消炎、利尿、解毒)

薬名：レンギョウ

使用部分：果実

中国原産のモクセイ科の落葉低木樹。4枚の花弁をもつ黄色の花をつけ、春の訪れを感じさせます。

花言葉は「希望」



レンギョウ
池ノ久保にて
2022.3.10



写真上・中：桜の木の下で、シイタケ駒打ちの準備。ホダ木に植菌用の穴をあけている。
下：昨年の駒打ちの成果。立派なシイタケに育ちました

3月下旬、大分・地球に恩返しの森のソメイヨシノが満開となりました。早春の青空の下で、シイタケの駒打ち（植菌）作業と収穫を行いました。地球に恩返しの森では、森に自生するクヌギを活用した原木栽培を行っています。

「駒打ち」とは、秋に伐採し1mほどに切り分け乾燥させておいたクヌギ（ホダ木）に種菌を植え付ける作業のことです。電動ドリルで、概ね

森のめぐみだより

15cm間隔に穴を開け、2、3cm程度の円筒形の種菌を植でコンコンと打ち込んで完成です。作業自体はとても簡単ですが、思いのほか手間がかかります。天気の良い日に、おしゃべりしながら作業するのがよさそうです。

シイタケの収穫時期は大きく分けると春3〜5月、秋9〜11月の2回。春のシイタケは「春子」と呼ばれ、厳しい寒さのなかで旨みをたっぷり蓄えたものが多く、肉厚でジューシーなのが特徴です。

「地球に恩返し基金」に寄付をいただき、ありがとうございました

内田 タエ子さん (埼玉県川口市)

和田 益男さん (埼玉県北本市)

渡辺 弘子さん (神奈川県小田原市)

匿名 2名 50音順

※ 2022年3月1日～3月31日の期間、5名の方から寄付をいただきました。
※ そのうち匿名の方が1名 1000ポイントを達成されました。



地球に恩返し運動について

私たちの生命を育てている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※ 匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム
地球に恩返しの森づくり事業部

地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383



地球に恩返し
基金振込先

● 郵便局から振り込む場合

郵便局口座番号：00140-7-743432
加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合

店名：〇一九（ゼロイチキュウ）
種目：当座 口座番号：0743432
加入者：地球に恩返し基金



支部活動記

東日本支部

▼Aさん(80代・女性)の悩みは「墓じまい」についてです。ご主人の眠っているお墓は千葉県松戸にあります。このお寺では永代供養を行っていません。お墓の管理は管理料を納めれば最長5年管理してもらえます。しかし管理費を支払う者が死亡すれば、「墓じまい」となります。

新しいお墓として今後巢鴨功德院と契約をすすめ「墓じまい」の手続きを行うこととなります。通常の墓じまいの流れはまず、墓地の管理者に改葬許可を申請します。続いて、新しい墓地の準備をし、閉眼供養、離壇、墓石の撤去等を進めます。最後に移転先の墓地で納骨・法要をして、完了となります。今度Aさんを功德院のすがも平和霊苑の見学

にお誘いしようと思っています。A

さんは2012年に老人ホームの入

居保証が必要となり、りすと契約さ

れました。ホームに入居したのです

が、自活しないと自分がダメになっ

てしまうと考える、ホームの契約は残

したままマンション暮らしを始めた

のです。その後、近所のご夫妻から

ホームの移譲を頼まれ承諾しました。

現在もマンションで一人暮らしです。

そんなAさんは二度緊急搬送され

ました。最初は、幸い大したことなく、

その日に自宅に戻られました。二度

目は、朝刊を取りにいった際、廊下

で倒れマンションの管理人の通報で

緊急搬送されました。心臓のバイパ

ス手術を受け、現在は元気に暮らし

ています。

最近、耳が遠くて訪問時に自宅の

ブザーを押しても、電話をかけても

応答して頂けません。緊急時用とし

てスペアキーを1本預りました。

Aさんは難聴になったことで、世

の中の雑音が聞こえなくて、最高に

幸せだと言っています。

お酒とたばこを、こよなく愛する

Aさんは、ご主人からプロポーズを

された時「毎日酒を二升飲ましてし

てくれるなら」と受けたそうです。「お

酒が飲めなくなった時は死ぬ時だ」

と言っています。何時までもAさん

の希望がかなえられるようサポートし

ていきます。

んに励ましの手紙を書き、看護師さ

んに託します。

また、看護師さんからの情報やご

自身の暮しぶりを、手紙でりすシス

テムに届けてくださいます。奥様は

言葉が発しづらい、右手に麻痺があ

るなどの後遺症があり、治療に専念

していましたが、約1か月後にリハ

ビリ病院に転院となりました。

その間、ご主人は持病の悪化で入

院を余儀なくされ、ご本人の言葉を

借りると「泣きっ面に蜂、踏んだり

蹴ったり」の状態です。

そんなご主人も予定より早く退院

できて、一安心です。お会いするた

びに、慣れない家事の失敗談をユー

モアを交えてお話くださいます。お

二人とも大変な状況の中、私たちは、

ご主人の明るさに救われる思いでサ

ポートしています。

さて、先日Bさんの入院している

リハビリ病院から、病状の説明と退

院後についての説明があり、りすシ

ステムも同席しました。



モモハナ
保久池・大分

中部日本支部

▼りす倶楽部297号で紹介したBさん(83歳・女性)のその後です。

昨年末、脳梗塞の症状で救急搬送

され、翌日骨折も判明し手術。筆ま

めなご主人Tさんは、コロナ禍でな

かなか面会できないため奥様のBさ

Bさんは、言葉が発しづらいと聞いていましたが、支障なくコミュニケーションがとれています。筋力の低下はやむを得ず、車いすでの生活になりそうです。介護度は要介護4、自宅での生活はできないと、介護施設に入居することを決めました。

病院のソーシャルワーカーに相談し、①自宅近く②介護が充実③月額費用負担など条件を伝え、資料取り寄せをお願いしていたので、近々施設見学に付き添う予定です。

ご主人は、若い頃ご自身で設計して建てた思い入れのある我が家で、「もつしばらくここで頑張ります」とのことです。

ご主人の介護申請も含め、お二人の新生活が滞りなくスタートできるよう、サポートを続けます。

西日本支部

▼Kさん（81歳・男性）2005年の契約でコロナ禍以前にはりすシステムの各種行事にいつも参加されて

いました。

先月、体調不良で病院を受診した結果、重篤な病気であると診断され、入院することになりましたが、Kさんは「最後まで自宅で過ごしたいから」と退院しましたので、毎月の受診に同行しておりました。往診クリニック、訪問看護、ケアプランセンター、セコムの契約をしていましたので、りすシステムは常に連携が取れる状態になっています。

終末期について企画書の見直し、遺言の確認をして、最後はホスピス入院についても考えておられました。

そんなある日、Kさんから息苦しいとの連絡があり往診クリニックが救急車の要請を勧めましたが、本人が断ったそうです。セコムとも、日々の見守りについて打ち合わせをしておりました。

そんな中、急変の知らせを受け自宅に駆けつけました。救急車を手配しましたが既に亡くなっておられたと、セコムからの連絡がありました。

ホスピス見学と入院打ち合わせの2日前の事でした。

自宅ベッドで静かに眠っているよいうなお姿でしたが、警察、往診クリニック医、ケアセンターのケアマネ、そして私も駆けつけました。警察からは、りすとの関係など詳しく聞かれました。

公正証書による生前契約で家族同様の立場であること、往診クリニックの診断書もありましたので警察案件に至らず、企画書通り葬儀と納骨を済ませました。遠方の親族には企画書により死亡後に通知することになっていたので郵送で通知しました。親族から「オジ、オバとはお歳暮の御礼で言葉を交わしたのが最後でした。りすシステムには大変お世話になりました」と丁寧なお礼状を頂きました。



ハナモモ
大分・池ノ久保

九州支部

▼2021年10月号295号で紹介したSさん（90歳・女性）のその後です。

コロナ禍、お誕生日にはリクエストの品をホームに持参し、窓越しでお祝いしました。デイサービスやお祝いにも積極的に取り組み、食欲も戻りました。

それから3カ月後、ホームの夜勤スタッフが自室へ見守り訪問をした際、急変に気づき、身元引受人のりすシステムに連絡が入り、救急搬送を要請しました。

私は搬送先に急行し、検査結果を待ちました。脳出血箇所が見つかり、右手に麻痺もありましたが、私たちの呼びかけに対し応答も出来たことから、入院して様子をみることにしました。

主治医から、「同様の検査と治療を継続している、脳出血箇所は少しずつ小さくなっている、改善傾向にあ

るため転院していただくことになり
ます」と連絡がありました。

コロナ禍で、病院等の対応で変化
した点は、電話で病状説明が行われ
ることです。

20日後、救急車に同乗し転院しま
した。転院先の病院の主治医からは、
「鼻のチューブが外れ、痰の吸引が不
要になればホームに戻れますが、ま
だ急変の可能性があります」との説
明を受けました。

年末には窓越しでの時短面会がで
き、Sさんの「がんばります！」と
いう力強い言葉を聞きうれしかった
です。

年が明け、またSさんにお会いで
きると楽しみにしていたのですが、
コロナ禍で面会禁止。2月、主治医
から、特養の申し込みを早めにされ
てはいかがでしょうかと連絡があり
ました。

その後相談員から、ホームに戻れ
ない場合に介護医療院※を紹介され
ました。

3月に入り、まだ面会禁止のため、
電話で理学療法士からSさんの状態
を聴き、時にはお話ししました。

ゼリーを少量ずつ、水分もトロミ
をつけ、チューブを外す練習までリ
ハビリが進んでいます。痰の吸引も
不要になりました。

4月には、ホームに戻るよう
がんばっているSさんを応援しよ
うと、ケアマネジャーと打ち合わせ
をしています。

Sさんには先に亡くなったご主人
や甥御さんの分まで、長生きしてい
ただきたいと願っています。

※介護医療院とは、介護保険法等を
根拠に長期的な医療と介護のニーズ
を併せ持つ、高齢者を対象とする医
療機能と生活施設としての機能を兼
ね備えた施設である。要介護者に対
し、同一施設内で医療と介護を一体
的に提供する点に特徴がある。



ヤエザクラ
大分・池ノ久保



いす友 出版物 紹介コーナー

「私と犬との暮らし」 著者 樋渡佐登子

■著者 樋渡佐登子さんの
「私と犬との暮らし」をご紹
介します。

30〜40年くらい前からペッ
トブームが始まり、コロナ禍、
巣ごもり需要でさらに盛り上
がっている昨今ですが、何か
と問題もあるようです。

みなさまは、犬派？ 猫
派？ それとも小鳥などの小
動物派でしょうか？

好き？ 嫌い？ 飼育可
能？ 飼育不可？ 状況や思
いはそれぞれ違うと思います
が……。

この本は、昨年8月92歳で
旅立たれた利用者の樋渡佐登
子さんと動物たちの暮らしを
通じた、印象深いエピソード
や温かい思いが綴られたエッ
セイです。

昨年9月に、佐賀県のお寺
にあるご本人のお墓に、生涯
を共にしてきた動物たちのお
骨も一緒に納骨しました。

書ききれずに終わっている
ところもありますが、ご本人
の意向に沿って絶筆とし残さ
せていただきました。

「あなたたちとの思い出が
全部書けなくてごめんね」と、
きつとお話しをされているこ
とでしょう。

本書を手にとって下さつ
て、少しでも温かい気持ちに
なっていただければ幸いです。

今年の5月中旬より、(株)
文芸社から全国の書店（紀伊
國屋書店・三省堂書店・リブ
ロなど大型書店）、アマゾン・
楽天ブックス・セブンネット
ショッピングなどのネット書
店でも注文・購入できます。

樋渡さんの遺言により、印
税は全額、公益社団法人日本
動物福祉協会に寄付すること
になっています。



コラム

1日でも1時間でも1分でも早い
一時停戦を祈る

連日ウクライナの国土の中で人殺しが行われています。メディア報道の中には、勝った、負けている、今後どうなる？といった国民総軍事評論家を思わせる現状を私は憂えています。

日々の戦況の下、おびたしい「人」が死に、傷ついている悲惨な状態から、一日、否、一時間、一分でも早く脱する方策についての報道は、ほとんどありません。

むしろ戦争好きの政治家はじめ、我が国の世論が軍備増強に大きく傾いています。例えば、防衛予算はGDPの1%と自民党政権が決め、それを守る努力をしてきましたが、現実にはすでに1%を超えているということです。これまでも、何か都合の悪いことが起こると、ルール（法律・規則）を変えろという自民党政権のお家芸により、2%にしようぜ……という議論が行われ、その先の憲法改正へと勢いづいています。防衛費が2%になれば、世界第3位の超軍事大国になるという試算もあります。

皆さん、これで本当に良いのでしょうか。ウクライナの惨状から学ぶべきは、武力・軍事力で国は守られても、国民の命は守れないということだと私は確信しています。

週刊金曜日という真実を伝えようとする雑誌の4月1日号に、次のような記事が掲載されていたので引用します。

～ 軍事力で国や民を守れるか 想田和弘 ～

ロシアによるウクライナ侵略を受けて、日本でも「敵基地攻撃能力」や「核共有」によって国を守るべきだとの声が上がります。僕は逆に、ウクライナの惨状を見ながら、軍事力で国や民を守ることなど、土台不可能ではないかと、改めて痛感している。むしろ、ウクライナには自衛権があり、国際法上侵略者に対して応戦する権利はある。だが、それを行使し徹底抗戦することが、本当に国や民を守ることになるのかどうか。そこが問題である。

応戦すれば、相手も応戦し返す。その結果、苛烈な暴力の連鎖がはじまってしまった。戦場となっているのは、人々が暮らす住まいであり、学校であり、病院である。それらが日々破壊されていく。無数の人々が殺され、生活基盤を失い、難民となっていく。

国家総動員令が発令され、ウクライナの男性には召集令状も届き始めたという。国外脱出を図る男性は拘束され、避難者は非国民だと敵視されているとの報道もある。恐ろしいことだが、徹底抗戦を選択するなら避けられない展開でもある。

仮にウクライナ軍がロシア軍を駆逐し「勝利」したとする。しかしその時に国土が焦土と化し、家族

が離散し、遺体の山ができていたとしたら、その勝利にいったいどんな意味があるのだろうか。ウクライナがロシア軍に対して一切応戦せず、いわゆる「無血開城」をしていたとしたら、どうなっていたらうと夢想する。おそらくロシア軍は、発砲することなく首都へ入り、ゼレンスキー大統領は失脚しただろう。ウクライナはロシアに併合されるか、傀儡政権を置かれる憂き目にあったかもしれない。しかし街は今ほど破壊されず、人も死なずにすんだのではないか。

こう書くと必ず「お前は家族が殺され強かんされてもいいのか」と凄んでくる人がいる。いいわけがない。僕はむしろ「侵略者から大切な人を守る」という目的を果たすためには、銃をとることは逆効果になりうるのではないかと申し上げているのである。少なくとも原発がひしめいている日本では、現実的に考えて、軍事力で国や民を守るとはほとんど不可能に思える。たとえ原発が直接的に攻撃されずとも、外部電源を喪失するだけでおしまいである。

敵基地攻撃能力？ 核共有？ 勇ましい発言をする人たちにこそ、現実を直視していただきたいと思う。
週刊金曜日 2022.4.1 (1371号) 掲載

この記事と私の思いは全く同じです。2022年3月25日号夕刊紙日刊ゲンダイのコラムで、元外務省国際情報局長、現在評論家としてご活躍の孫崎亨（うける）さんが、「国会で一方の意見だけを聞くことが正しい道なのか」というタイトルで発言しておられます。孫崎先生とは、面識もあり、新刊書などをご惠贈いただいています。お目にかかった折「先生、こんなに本当のことをお書きになって身の危険はありませんか」とお尋ねしたら、「気をつけています」とのことでした。

週刊金曜日の論調が変わり、孫崎先生の発言がメディアから消える日のこないことを祈っています。

今朝（4/17）CNNのヤフーニュースで、ウクライナ大統領が「プーチン大統領が核を使用する可能性に世界のすべての国が備えるべき」と発言したというのです。自国民そして相手国の国民をさんざん殺戮しておいて、その被害が世界に及ぶぞ！！と脅しをかけているとしか、私には理解できません。想田和弘さんの考えのように、ウクライナには無血開城の選択肢もあったはずですが、ウクライナ大統領が戦争の道を選んだことで、世界中が混乱していることに目を向けてほしい。

とにもかくにも、「一時停戦」「戦争止め」に世界の世論を向けなければなりません。

（松島如戒）

2022年春
大分・地球に恩返し森



編集後記

大分・地球に恩返し森の桜はすばらしい。(上段の園地写真はドローンによる)5年前に植えたオリーブ、これまでは花のみでしたが、今年は実が期待できそうです。(如戒)

だんだんと日差しが強くなってきました。今年もまた酷暑がやってくるのか……と考えるだけで気が滅入ってきます。暑ければ寒い方が良いと言いつ、寒ければ、早く暖かくなれと身勝手なことを思います。

上昇し続ける世界平均気温。現在東京で最高気温30度以上の真夏日は年間46日。このままの対策では21世紀末には年間103日、1年の3割近くが真夏日になると環境省のHPにありました。戦争している場合じゃないです。(芳賀 まお)

春は摘み草の季節「フキノトウ、ツクシ、セリ、ノビル、ヨモギ……」近くの田んぼの畦道や畑に出かけ、春の陽を浴びてリフレッシュと同時に食費節約。母(84才)はお金をかけずに工夫して料理を作るのが上手です。大工だった父(88才)と暮らして61年。父は職人気質で口下手で直ぐに手をあげる、そのくせ外面は良く頼まれると嫌と言えず、いつも貧乏暮らして苦労していました。老後の収入は国民年

金だけ。1ヶ月の国民年金は夫婦合あわせて6万5千円。若い頃、貧しくて保険料を払えなかった時期があったため、国が設計する夫婦2人の受給額の約半分、水道代や光熱費、固定資産税、介護・医療費などを引くと残りは3万円弱……。その中で食費を賄うと……。2人で1日約1000円……貯めた貯金は100万円を切った。

今年も母がフキノトウを摘んできた。次の日「これなあに? 何で? こんなもの食べないよ。誰が持ってきた?」認知症を発症した母にとって、春の摘み草は、雪国で育った母が春を感じ故郷を思う幸せなひと時であると思いたい。(芳賀 みゆき)

安曇野にも遅い春が訪れました。サクラの花は、満開と思われたその時に2日間花冷えにあり、見ごろはほんのわずかな期間でした。暖かな日の山際では、シジミチョウやタテハがひらひらと舞い、裏山を散策するとツノハシバミ、キブシ、カタクリやウスバサイシン、などが咲いています。落ち葉をめくると、昆虫の卵や、卵からかえったばかりの幼虫をみる事ができます。こうして、命の営みを穏やかに感じられるのは、平和であるからこそ。この「平和な日々を次世代につないでいかなければならない」と感じています。(東本 優子)

NPO りすシステム

0120-889-443

りすセンター・新木場

0120-373-959